

令和6年度 自動車税・軽自動車税 環境性能割の税率区分について

【お問い合わせ】 山口県税事務所 自動車税課 083-922-7691
山口県総務部税務課 083-933-2288

令和6年4月1日からの自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率は以下のとおりとなります。
また、パリアフリー車両及びASVを搭載したトラック・バス等には自動車税環境性能割を軽減する特例措置があります。

1 乗用車の税率区分（新車・中古車を問わず）

取得時期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

排出ガス規制	燃費基準						申告書番号	自家用	営業用		
	年度	達成(%)	年度	達成(%)	年度	達成(%)					
	登録自動車										
【ガソリン車】 【LPG車】 【軽自動車】 H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R12 かつR2	85 基準達成	又は ※1	R2	123	又は ※2	H22	184	ガソリン車 01 LPG車 06 ディーゼル車 11	非課税	非課税
	R12 かつR2	80 基準達成		R2	116		H22	173	ガソリン車 02 LPG車 07 ディーゼル車 12	1.0%	非課税
	R12 かつR2	70 基準達成		R2	102		H22	151	ガソリン車 03 LPG車 08 ディーゼル車 13	2.0%	0.5%
	R12 かつR2	60 基準達成		R2	基準達成		H22	150	ガソリン車 04 LPG車 09 ディーゼル車 14	3.0%	1.0%
軽自動車											
【ディーゼル車】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準適合	R12 かつR2	80 基準達成	又は ※1	R2	116	又は ※2	H22	173	軽自動車 01	非課税	非課税
	R12 かつR2	70 基準達成		R2	102		H22	151	軽自動車 02	1.0%	0.5%
	R12 かつR2	60 基準達成		R2	基準達成		H22	150	軽自動車 03	2.0%	1.0%
上記以外								ガソリン車 05 LPG車 10 ディーゼル車 15	3.0%	2.0%	
								軽自動車 04	2.0%		

※1 令和12年度基準エネルギー消費効率を測定していない場合に限り令和2年度燃費基準を適用します。
※2 令和12年度及び令和2年度基準エネルギー消費効率を測定していない場合に限り、平成22年度燃費基準を適用します。
注) 特種用途車（8ナンバー）は、自動車検査証により税率区分を判断します。（1～7共通）
注)（軽自動車No.）は軽自動車税環境性能割の申告書様式（黄色、水色）を使用する場合の番号です。（1, 2, 6, 7共通）

2 2.5トン以下トラックの税率区分（新車・中古車を問わず）

取得時期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

排出ガス規制	燃費基準		申告書番号	自家用	営業用
	年度	達成(%)			
【ガソリン車】 H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R4	105	登録自動車 16 軽自動車 05	非課税	非課税
	又は H22	163			
	R4	基準達成	登録自動車 17 軽自動車 06	1.0%	0.5%
上記以外	又は H22	155			
	R4	95	登録自動車 18 軽自動車 07	2.0%	1.0%
			登録自動車 19	3.0%	2.0%
			軽自動車 08	2.0%	

注) 令和4年度基準エネルギー消費効率を測定していない場合に限り、平成22年度燃費基準を適用します。

3 2.5トン超3.5トン以下トラックの税率区分（新車・中古車を問わず）

取得時期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

排出ガス規制	燃費基準		申告書番号	自家用	営業用
	年度	達成(%)			
【ガソリン車】 H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R4	基準達成	ガソリン車 31 ディーゼル車 36	非課税	非課税
【ディーゼル車】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減	R4	95	ガソリン車 32 ディーゼル車 37	1.0%	0.5%
【ガソリン車】 H30年排出ガス基準25%低減 又は H17年排出ガス基準50%低減	R4	105	ガソリン車 33 ディーゼル車 38	非課税	非課税
	R4	基準達成	ガソリン車 34 ディーゼル車 39	1.0%	0.5%
【ディーゼル車】 H21年排出ガス基準適合	R4	95	ガソリン車 35 ディーゼル車 40	2.0%	1.0%
上記以外			41	3.0%	2.0%

4 3.5トン以下バスの税率区分（新車・中古車を問わず）

取得時期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

排出ガス規制	燃費基準		申告書番号	自家用	営業用
	年度	達成(%)			
【ガソリン車】 H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減 【ディーゼル車】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減	R2	105	ガソリン車 20 ディーゼル車 25	非課税	非課税
	R2	基準達成	ガソリン車 21 ディーゼル車 26	1.0%	0.5%
【ガソリン車】 H30年排出ガス基準25%低減 又は H17年排出ガス基準50%低減 【ディーゼル車】 H21年排出ガス基準適合	R2	110	ガソリン車 22 ディーゼル車 27	非課税	非課税
	R2	105	ガソリン車 23 ディーゼル車 28	1.0%	0.5%
	R2	基準達成	ガソリン車 24 ディーゼル車 29	2.0%	1.0%
上記以外			30	3.0%	2.0%

5 3.5トン超バス・トラックの税率区分（新車・中古車を問わず）

取得時期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

排出ガス規制	燃費基準		申告書番号	自家用	営業用
	年度	達成(%)			
【ディーゼル車】 H28年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減	H27	+15	バス 42 トラック 46	非課税	非課税
	H27	+10	バス 43 トラック 47	1.0%	0.5%
	H27	+5	バス 44 トラック 48	2.0%	1.0%
上記以外			バス 45 トラック 49	3.0%	2.0%

6 その他自動車の税率区分（新車・中古車を問わず）

次世代自動車	申告書番号	税率区分	取得時期
電気自動車、燃料電池車	登録自動車 50 軽自動車 09	非課税	R6.4.1 ） R7.3.31
天然ガス自動車(※3)	登録自動車 50 軽自動車 09		
プラグインハイブリッド自動車	登録自動車 51		

※3 「H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）」又は「H21年排出ガス基準10%低減」

7 1～6に該当しないもの（新車・中古車を問わず）

区分	申告書番号	税率区分		取得時期	
		自家用	営業用		
1から6に該当しない	登録自動車(※4)	52	3.0%	2.0%	R6.4.1 ） R7.3.31
	軽自動車(※4)	10	2.0%	2.0%	

※4 トレーラー等

8 バス・タクシーの軽減措置（新車に限る）

以下の車両を一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行に限る）、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送業に導入する場合、軽減措置が受けられます。

区分	申告書番号	軽減内容	取得時期
ノンステップバス	01	取得価額から(※5) 1,000万円控除	R6.4.1 ） R7.3.31
リフト付きバス (乗車定員30人以上の空港アクセスバス)	02	取得価額から(※5) 800万円控除	
リフト付きバス (乗車定員30人以上) ※上記以外	03	取得価額から(※5) 650万円控除	
リフト付きバス (乗車定員30人未満)	04	取得価額から(※5) 200万円控除	
ユニバーサルデザインタクシー	05	取得価額から(※6) 100万円控除	

注) 対象自動車は自動車検査証にその旨の記載があります。

※5 構造・設備基準に適合した車両の取得価額。

※6 標準仕様のユニバーサルデザインタクシーとして国より認定された車両の取得価額。

9 衝突被害軽減ブレーキ等を搭載したトラック等の軽減措置（新車に限る）

①衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）、②側方衝突警報装置を搭載したトラック・バス等の取得に係る自動車税環境性能割には、次のとおり軽減措置があります。なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く）です。

区分	申告書番号	軽減内容	取得時期	
トラック	車両総重量8トン超 (被けん引車を除く) ①,②搭載	06	取得価額から 350万円控除	R6.4.1 ） R6.4.30
	車両総重量8トン超 (被けん引車を除く) ②搭載	07	取得価額から 175万円控除	
	車両総重量3.5トン超 (被けん引車を除く) ①搭載	09	取得価額から 175万円控除	R6.4.1 ） R7.3.31
バス等 ①搭載	08			

注) 対象自動車は自動車検査証にその旨の記載があります。（衝突被害軽減ブレーキは歩行者検知機能付きと記載されているものが対象です。）